

## 答申第166号（諮問第223号事案）

### 答 申

#### 第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件審査請求の対象となった非開示決定において、別紙1に掲げる非開示とすべき項目の記載を除き、開示すべきである。

#### 第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、平成30年2月15日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県知事に対し、「優生保護台帳」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として、昭和38年度から昭和61年度までの（1）優生手術個人別支出明細書又は優生手術費交付金個人別支出明細書、（2）被手術者名簿、（3）委託料の請求又は扶助料の請求、（4）特定個人に係る電話箋で構成される「優生手術台帳」を特定した。

その上で、実施機関は、次のとおり開示をしない理由を付して行政文書非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成30年3月1日付けで審査請求人に通知した。

##### 条例第8条第1項第2号該当

当該文書には、被手術者の氏名・年齢・住所、生年月日、疾患名、手術を実施した病院名などが記載されている。これらは個人に関する情報であり、公開することにより、特定の個人等が識別され、もしくは識別され得るため、当該者の権利利益が害される恐れがあるため。

- 3 審査請求人は、平成30年3月1日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

#### 第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書において述べている内容によると、次のとおりである。

優生保護台帳の氏名や住所、生年月日について個人情報として非開示であることに異論はないが、それらを伏せた上で病院名や当時の年齢、理由を開示することは権利侵害にあたるとは考えがたい。病院名については「営業に支障が出る」との説明を受けたが、当時は法にのっとって行われていたのであり、国も「合法だった」として謝罪などは行わないという姿勢である以上、実施が分かったからといって、支障が出るというのは飛躍があるのではないか。当事者が声を上げ、実態解明の気運が高まる中、実施機関を明らかにすることは公益性があると考ええる。公立病院ならなおさらだ。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容はおおむね次のとおりである。

### (1) 条例第8条第1項第2号該当性

審査請求人が求める内容のうち、「手術実施機関名」については、「旧優生保護法当時、合法であるとの見解によって行われたものであれば、現時点で公表されたとしても、なんらの支障はない」との申し立てであるが、たとえ「合法であった当時の実施」であったとしても、今回の問題に係る現時点での認識の変化や社会的影響は大きく、県として「この医療機関であれば、公表しても影響はない」ということを判じることが困難であることから、公立・民間の別や規模を問わず「非開示」とすることが妥当と判断したものである。また、病院自体への影響のみならず、このことが手術された者の特定につながる恐れがあることから、非開示情報に該当すると考えるものである。

### (2) 情報公開条例第9条の運用基準

非開示情報が文書のほとんどを占めるといった場合の部分開示の扱いについては、条例の解釈及び運用基準において、「容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」とされており、「容易に区分して除くこと」とは、

当該情報を取り除くことが量的に可能であり、過度な時間を要しない場合にあたるとの解釈である。今回において、被手術者の数が多数にのぼること、特に「被手術者名簿」においては、「被手術者の氏名、現住所、手術者の氏名及び住所、申請者の住所」が大部分を占め、これらの非開示情報と開示すべき情報を区分することは容易ではない。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

### 2 本件行政文書について

審議の対象となる本件行政文書は、第2の2のとおりである。当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、その非開示情報該当性を検討した。

### 3 条例第8条第1項第2号の該当性について

#### (1) 条例第8条第1項第2号の規定

条例第8条第1項第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」を非開示事由として規定しているが、同号ただし書により、次に掲げる情報が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならない。

イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

ロ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11

年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。), 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)の役員及び職員, 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。)である場合において, 当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは, 当該情報のうち, 当該公務員等の職, 氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 条例第8条第1項第2号該当性の検討

イ 本件行政文書には優生保護台帳の表紙, 各年度の表紙, 表題及び各表中の項目表記部分が記録されている。これらは単にタイトルや年度を示しているものであり, 個人に関する情報とは認められないため, 開示すべきである。

ただし, 本件行政文書116ページの表中左から4番目, 上から1番目の項目は, 他の情報と組み合わせることにより, 特定の個人が識別され, 若しくは識別され得るため, 非開示とすべきである。

ロ 本件行政文書の中には, 優生手術に関する個人情報に記載されており, プライバシー情報として強固に保護することが求められる。したがって被手術者とされた者の特定に繋がる情報は, 間接的な情報も含めて, 項目ごとに検討していく必要がある。

(イ) 本件行政文書のうち, 第2の2(1), (2)及び(3)には, (整理)番号, 被手術者氏名(被手術者名, 氏名, 患者氏名及び患者名を含む。), 被手術者住所(被手術者現住所を含む。), 性別, 年齢, 甲乙の別, 手術術式, 入院日数, 審査結果, 手術実施年, 審査会年月日, 優生手術の費用に関する項目(優生手術の費用に関する項目とは, 対象行政文書に記載のある手術料, 入院料, 初診料, 注射料, 薬価料, 投薬料, 処置料, 運賃, 延日数, 日当, 延宿泊料, 宿泊料, 旅費, 燃料費, 延キロ数, 借料及び損料, 延回数, 自動車借上料, 小計及び合計をいう。), 欄外の整理番号, 合計金額等の数字, 付添人の人数, 優生保護法の該当条項, 疾病名(疾患名を含む。), 手術実施病院名(病院名及び手術実施病院を含む。), 申請理由(審査会における決定申請理由を含む。), 手術者名(手術者氏名を含む。), 手術者住所, 申請者名(申請者氏名及び変更申請医師名を含む。), 申請者住所(住所を含む。), 手術実施指定医師(指定医師名, 優生保護審査会指定医師名, 審査会における決定指定医師氏名及び今回指定医師氏名を含む。), 今回指定医師住所, 手術実施月日(手術月

日を含む。), 請求者氏名, 請求月日及び電話番号等が記録されている。

そのうち, (整理) 番号, 性別, 年齢, 甲乙の別, 手術術式, 入院日数, 審査結果, 手術実施年, 審査会年月日, 優生手術の費用に関する項目(優生手術の費用に関する項目とは, 対象行政文書に記載のある手術料, 入院料, 初診料, 注射料, 薬価料, 投薬料, 処置料, 運賃, 延日数, 日当, 延宿泊料, 宿泊料, 旅費, 燃料費, 延キロ数, 借料及び損料, 延回数, 自動車借上料, 小計及び合計をいう。), 欄外の整理番号, 合計金額等の数字及び付添人の人数等については, 公開しても被手術者とされた者など特定の個人が識別され, 若しくは識別され得るとは認められない。また, 特定の個人を識別することはできないが, 公開することにより, なお個人の権利利益が害されるおそれがあるとも認められない。よって, 条例第8条第1項第2号には該当せず, 開示すべきである。

ただし, これらの開示すべきとした情報のうち, 当該年度の被手術者とされた者が一人である場合の性別, 年齢及び手術術式については, 他の情報と組み合わせることで間接的に被手術者とされた者など特定の個人が識別され, 若しくは識別され得る情報と認められるため, 非開示とすべきである。

一方, 被手術者氏名(被手術者名, 氏名, 患者氏名及び患者名を含む。), 被手術者住所(被手術者現住所を含む。), 優生保護法の該当条項, 疾病名(疾患名を含む。), 手術実施病院名(病院名及び手術実施病院を含む。), 申請理由(審査会における決定申請理由を含む。), 手術者名(手術者氏名を含む。), 手術者住所, 申請者名(申請者氏名及び変更申請医師名を含む。), 申請者住所(住所を含む。), 手術実施指定医師(指定医師名, 優生保護審査会指定医師名, 審査会における決定指定医師氏名及び今回指定医師氏名を含む。), 今回指定医師住所, 手術実施月日(手術月日を含む。), 請求者氏名, 請求月日及び電話番号については, 個人に関する情報であって, 特定の個人が識別され, 若しくは識別され得る情報に該当し, 条例第8条第1項第2号に該当するため, 本件処分のおり非開示としたことは妥当である。

(ロ) 本件行政文書のうち第2の2(4)には, 被手術者氏名, 年齢, 被手術者住所, 診断名, 診断医, 審査決定年月日, 優生保護法の該当条項, 手術年月日, 手術場所, 婦人相談所職員の氏名, 心情, 家族の状況, 問合せ内容, 問合せがあったという事実, 受電年月日及

びIQが記録されている。

そのうち、被手術者氏名、被手術者住所、診断名、診断医、優生保護法の該当条項、手術月日、手術場所及び婦人相談所職員の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報に該当し、非開示としたことは妥当である。また、心情、家族の状況、問合せ内容及びIQは、これらを開示しても特定の個人が識別され、若しくは識別され得るとは認められないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあると認められるため、本件処分のとおり、非開示としたことは妥当である。

一方、年齢、審査決定年月日、手術年、問合せがあったという事実及び受電年月日については、これらを開示しても特定の個人が識別され、若しくは識別され得るとは認められない。また、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあると認められない。よって、条例第8条第1項第2号には該当せず、開示すべきである。

- (3) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断に影響するものではない。

また、実施機関が主張する非開示情報が大部分を占め、開示情報と区分することが容易でないとする点は、開示すべき部分が多いことや量においても過度の負担を求めるものとするとは言えず、採用することはできない。

#### 4 結論

以上のとおり、本件処分のうち、実施機関が非開示と判断した情報について、当審査会は、別紙1に掲げる非開示とすべき項目の記載を除き、開示すべきであると判断した。

### 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙 1

ページ	対象行政文書	非開示とすべき項目
3	昭和61年度優生手術個人別台帳	被手術者氏名, 被手術者姓別, 被手術者年令, 被手術者住所, 優生保護法の該当条項, 申請理由, 申請者氏名, 申請者住所, 手術者氏名, 手術者住所
5	昭和56年度優生手術個人別台帳	被手術者氏名, 被手術者姓別, 被手術者年令, 被手術者住所, 優生保護法の該当条項, 申請理由, 申請者氏名, 申請者住所, 手術者氏名, 手術者住所
7	昭和54年度優生手術費交付金個人別支出明細書	氏名, 性別, 年令, 疾病名, 手術実施病院名, 手術術式
8	昭和54年度被手術者名簿	被手術者名, 被手術者住所, 性別, 年令, 申請理由, 手術者名, 手術者住所, 申請者名, 申請者住所, 優生保護法の該当条項, 手術実施月日
10	昭和53年度被手術者名簿	被手術者名, 被手術者住所, 申請理由, 手術者名, 手術者住所, 申請者名, 申請者住所, 優生保護法の該当条項, 手術実施月日
11	昭和53年度優生手術費交付金個人別支出明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名
13	昭和52年度優生手術費交付金個人別支出明細書	氏名, 性別, 年令, 疾病名, 手術実施病院名, 手術術式
15	昭和51年度優生手術費交付金個人別支出明細書	氏名, 性別, 年令, 疾病名, 手術実施病院名, 手術術式
17	昭和50年度優生手術費交付金個人別支出明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名

ページ	対象行政文書	非開示とすべき項目
18	昭和50年度被手術者名簿	被手術者名, 被手術者住所, 申請理由, 手術者名, 手術者住所, 申請者名, 申請者住所, 優生保護法の該当条項, 手術実施月日
20	昭和49年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
21	昭和49年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
22	昭和49年度被手術者名簿	優生保護法の該当条項, 被手術者氏名, 被手術者現住所, 申請理由, 手術者氏名, 手術者住所, 申請者氏名, 申請者住所, 手術実施月日 上側の表の標題部分2文字目から6文字目 下側の表の標題部分2文字目から5文字目
23	昭和49年度被手術者名簿	被手術者氏名, 被手術者現住所, 申請理由, 手術者氏名, 手術者住所, 申請者氏名, 申請者住所, 手術実施月日 表の下3行目1文字目から終わりまで 表右側欄外6行目1文字目から3文字目まで
24	昭和49年度被手術者名簿	被手術者氏名, 被手術者現住所, 申請理由, 手術者氏名, 手術者住所, 申請者氏名, 申請者住所, 手術実施月日, 電話番号
26	昭和48年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
27	昭和48年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日

ページ	対象行政文書	非開示とすべき項目
28	昭和48年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
29	昭和48年度被手術者名簿	被手術者名, 被手術者住所, 申請理由, 手術者名, 手術者住所, 申請者名, 申請者住所, 手術実施月日 表中19行目下段1文字目から5文字目まで及び8文字目から終わりまで 表右側欄外6行目1文字目から6文字目まで
30	昭和48年度被手術者名簿	被手術者氏名, 被手術者住所, 申請理由, 手術者氏名, 手術者住所, 申請者氏名, 申請者住所, 手術実施月日, 電話番号, 審査会における決定申請理由, 審査会における決定指定医師氏名 下側の表の左から9番目上から3番目の項目の6文字目及び8文字目から9文字目まで
31	昭和48年度被手術者名簿	被手術者氏名, 被手術者現住所, 申請理由, 手術者氏名, 手術者住所, 申請者氏名, 申請者住所, 手術実施月日, 優生保護法の該当条項 下側の表の標題部分2文字目から5文字目まで 上側の表右側欄外の1文字目から29文字目まで
33	昭和47年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
34	昭和47年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日

ページ	対象行政文書	非開示とすべき項目
35	昭和47年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
36	昭和47年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
37	昭和47年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
38	昭和47年度優生手術個人別明細書	氏名, 手術実施病院, 手術月日
39	昭和47年度優生手術個人別明細書	氏名, 手術実施病院, 手術月日
41	昭和47年度被手術者名簿	被手術者名, 被手術者住所, 申請理由, 手術者名, 手術者住所, 申請者名, 申請者住所, 手術実施月日
42	昭和47年度被手術者名簿	被手術者名, 被手術者住所, 申請理由, 手術者名, 手術者住所, 申請者名, 申請者住所, 手術実施月日
43	昭和47年度被手術者名簿	被手術者名, 被手術者住所, 申請理由, 手術者名, 手術者住所, 申請者名, 申請者住所, 手術実施月日, 病院名 表中左から8番目上から6番目の項目の上段10文字目から13文字目まで及び下段3文字目から9文字目まで
44	昭和47年度被手術者名簿	被手術者名, 被手術者住所, 申請理由, 手術者名, 手術者住所, 申請者名, 申請者住所, 手術実施月日, 指定医師名, 変更申請医師名, 住所, 病院名 下側の表中左から9番目上から2番目の項目の上段3文字目から終わりまで及び下段3文字目から終わりまで

ページ	対象行政文書	非開示とすべき項目
45	昭和47年度被手術者名簿	被手術者名, 被手術者住所, 申請理由, 手術者名, 手術者住所, 申請者名, 申請者住所, 手術実施月日
46	特定個人に係る電話箋	1行目3文字目から7文字目まで 2行目3文字目から終わりまで 3行目4文字目から終わりまで 4行目4文字目から終わりまで 5行目14文字目から終わりまで 6行目7文字目から終わりまで 7行目5文字目から終わりまで 9行目3文字目から7文字目まで及び19文字目から終わりまで 11行目1文字目から17行目11文字目まで 20行目1文字目から21行目の終わりまで
47	特定個人に係る電話箋	1行目3文字目から7文字目まで 2行目3文字目から終わりまで 3行目4文字目から終わりまで 4行目4文字目から終わりまで 5行目14文字目から終わりまで 6行目7文字目から終わりまで 7行目5文字目から終わりまで 9行目3文字目から7文字目まで及び19文字目から終わりまで 11行目1文字目から17行目11文字目まで 20行目1文字目から21行目の終わりまで

ページ	対象行政文書	非開示とすべき項目
48	昭和47年度被手術者名簿	被手術者名, 被手術者住所, 申請理由, 手術者名, 手術者住所, 申請者名, 申請者住所, 手術実施月日, 優生保護審査会指定医師名, 今回指定医師氏名, 今回指定医師住所
50	昭和46年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
51	昭和46年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
53	昭和46年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
54	昭和46年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
55	昭和46年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
56	昭和46年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
58	昭和45年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
59	昭和45年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日 表下側欄外1文字目から3文字目まで
60	昭和45年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
61	昭和45年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
62	昭和45年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
63	昭和45年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
65	昭和44年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名

ページ	対象行政文書	非開示とすべき項目
66	昭和44年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名
67	昭和44年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名
68	昭和44年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名
69	昭和44年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名
71	昭和43年度優生手術費交付金個人別支出明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名
72	昭和43年度優生手術費交付金個人別支出明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名
73	昭和43年度優生手術費交付金個人別支出明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名
74	昭和43年度優生手術費交付金個人別支出明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名 表中左から2番目上から16番目の項目の1文字目から終わりまで 表左側欄外1行目から終わりまで
75	昭和43年度優生手術費交付金個人別支出明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名
76	昭和43年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
77	昭和43年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
78	昭和43年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
79	昭和43年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
80	昭和43年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
82	委託料および扶助料請求	請求月日, 手術実施指定医師, 患者氏名

ページ	対象行政文書	非開示とすべき項目
83	昭和42年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
84	昭和42年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
85	昭和42年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
86	昭和42年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
87	昭和42年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
88	昭和42年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日 表中左から20番目上から15番目の項目の1文字目から終わりまで
89	昭和42年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
90	昭和42年度優生手術費交付金個人別明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名
91	昭和42年度優生手術費交付金個人別明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名
92	昭和42年度優生手術費交付金個人別明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名
93	昭和42年度優生手術費交付金個人別明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名
94	昭和42年度優生手術費交付金個人別明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名
96	委託料請求	請求月日, 手術実施指定医師, 患者氏名, 病院名
97	扶助料請求	請求月日, 請求者氏名
98	昭和41年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
99	昭和41年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日

ページ	対象行政文書	非開示とすべき項目
100	昭和41年度優生手術個人別明細書	氏名, 手術実施病院, 手術月日
101	昭和41年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
102	昭和41年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
103	昭和41年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
105	昭和40年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院名, 手術月日
106	昭和40年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院名, 手術月日
107	昭和40年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院名, 手術月日 表中左から19番目上から15番目の項目の2文字目から3文字目まで
108	昭和40年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院名, 手術月日
109	昭和40年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院名, 手術月日 表中左から19番目上から16番目の項目の7文字目から終わりまで
110	昭和40年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院名, 手術月日
111	昭和40年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院
113	昭和39年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院名, 手術月日 表中左から19番目上から2番目の項目の4文字目から8文字目まで

ページ	対象行政文書一覧	非開示とすべき項目
114	昭和39年度優生手術個人別明細書	氏名，疾患名，手術実施病院名，手術月日 表中左から19番目上から14番目の項目の4文字目から7文字目まで及び上から20番目の項目の4文字目から8文字目まで
115	昭和39年度優生手術個人別明細書	氏名，疾患名，手術実施病院名，手術月日
116	委託料の請求	請求月日，手術実施指定医師，患者名 表中左から4番目上から1番目の項目の1文字目から終わりまで
117	扶助費	請求月日，患者名
119	昭和38年度優生手術個人別明細書	氏名，疾患名，手術実施病院名，手術月日

- 1 ○行目とは，罫線が引かれている行については罫線ごとに数え，罫線がない部分については，文字が記載されている行を一番上から1行目として，順次数え上げたものである。
- 2 ○文字目とは，1行中に記載された文字を左詰めにした場合，一番左の文字を1文字目として順次数え上げたものである。なお，句読点，文頭の記号等及び括弧はそれぞれ1文字とみなし，空白は除いている。

## 別紙 2

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30. 3. 30	○ 諮問を受けた。(諮問第 223 号)
平成 30. 11. 14 (第 385 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 30. 12. 27 (第 386 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 31. 1. 22 (第 387 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 31. 2. 22 (第 388 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 31. 3. 25 (第 389 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 31. 4. 24 (第 390 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 1. 5. 27 (第 391 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 1. 6. 26 (第 392 回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（令和元年7月23日現在）

氏名	区分	備考
青木ユカリ	特定非営利活動法人 せんだい・みやぎ NPO センター 常務理事兼事務局長	
蘆立順美	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
板明果	宮城大学事業構想学群講師	
十河弘	弁護士	会長
松尾大	弁護士	